

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
が翌日
当たると
する)

目次

- 町の変更に
生活保護法による医療機関の指定
- 保険医療機関等の指定
- 土地改良区の役員就任
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業の認可(十三件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 保安林の指定の解除予定

告 示

鳥取県告示第百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、昭和五十七年四月一日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称

上井町一丁目

同上の区域(昭和五十六年三月二日現在の地番による。)

上井町一丁目の全域、山根字下大日の全域、山根字老町田四三一の五、四三五の一から四三五の三まで、四三六の一から四三六の七まで、四三七の一から四三七の七まで、四三八の一、四三八の三から四三八の一まで及び四三九の一から四三九の三まで、山根字中鴨田五七九の二から五七九の八まで、五八〇の二及び五八〇の四から五八〇の九まで、並びに山根字下鴨田六〇七の二、六〇七の四、六〇七の五、六〇九、六一〇の一から六一〇の三まで、六一一の一から六一一の三まで、六一二の一から六一二の三まで、六一二の五、六一二の七から六一二の九まで、六一三の一、六一三の二、六一四の一から六一四の六まで、六一四の八、六一四の一〇、六一四の一、六一五の一から六一五の六まで、六一六の一から六一六の七まで、六一七の一から六一七の九まで、六一八の二、六一八の八、六一八の九、六一八の一から六一八の一四まで及びこれらと一体をなす国有地

山根字老町田

山根字老町田のうち四三一の五、四三五の一から四三五の三まで、四三六の一から四三六の七まで、四三七の一から

山根字中鴨田	ら四三七の七まで、四三八の一、四三八の三から四三八の一まで及び四三九の一から四三九の一三まで以外の区域
山根字下鴨田	山根字中鴨田のうち五七九の二から五七九の八まで、五八〇の二及び五八〇の四から五八〇の九まで以外の区域
山根字下鴨田のうち六〇七の二、六〇七の四、六〇七の五、六〇九、六一〇の一から六一〇の三まで、六一一の一から六一一の三まで、六一二の一から六一二の三まで、六一二の五、六一二の七から六一二の九まで、六一三の一、六一三の二、六一四の一から六一四の六まで、六一四の八、六一四の一〇、六一四の一、六一五の一から六一五の六まで、六一六の一から六一六の七まで、六一七の一から六一七の九まで、六一八の二、六一八の八、六一八の九、六一八の一から六一八の一四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	

称 廃止する字の名
山根字下大日

鳥取県告示第二百八十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
溝口歯科診療所	日野郡溝口町溝口六九五番地一	昭和五十七年三月十一日

鳥取県告示第二百八十七号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
湖 東 医 院	鳥取取湖山町北六丁目六一七	昭和五十七年三月十四日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	昭和五十七年三月一日
小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	"
鳥取県職員診療所	鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県職員会館内	"
広戸耳鼻咽喉科医院	米子市東倉吉町七五	"

アド調剤薬局	米子市東町三五	〃
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三二	昭和五十七年三月十四日
岡本歯科医院	倉吉市福山二三五	昭和五十七年三月三日
溝口歯科診療所	日野郡溝口町溝口六九五一一	昭和五十七年三月一日
面影薬局	鳥取市大杵四九一一	〃
名和薬局	西伯郡名和町大字御来屋 一六〇一二〇	〃

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 福井勝茂 倉吉市福富一一九一六
- 〃 松島文夫 〃 福本一二五
- 〃 野島虎雄 〃 沢谷一六七
- 〃 椿 忠 〃 杉野二〇六

- 〃 徳永富幸 倉吉市中野二一一一
- 〃 佐々木定晴 〃 一九一
- 〃 景山正 〃 悴谷一八七
- 〃 中野栄 〃 森一九一
- 〃 松田延喜 〃 長谷一〇〇
- 〃 佐々木朋規 〃 大河内四六九一一
- 〃 佐々木泉 〃 汗干一一八
- 監事 野島安雄 〃 福富一七一一一
- 〃 稲村清臣 〃 森一四三

昭和五十七年二月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第二百八十九号

昭和五十七年二月四日付けで智頭町から申請のあつた三田地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

下光元土地改良区

三番井手土地改良区

足山土地改良区

青谷町長瀬土地改良区

北野土地改良区

国信土地改良区

鳥取県告示第二百九十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（六反田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十二号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（船木地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十三号

江府町から申請のあつた町営土地改良（御机地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十七日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十四号

江府町から申請のあつた町営土地改良（俣野（奥田）地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十五号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（小畑地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十六号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（八葉寺地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十七号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（陸上地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十八号

淀江町から申請のあつた町営土地改良（中間地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十九号

淀江町から申請のあつた町営土地改良（梶免地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（吉定地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百一号

会見町から申請のあつた町営土地改良（会見（才谷）地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二号

会見町から申請のあつた町営土地改良（会見（宮谷）地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（恩志（岩山）地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月

十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百四号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（上野地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡佐治村大字大井字南宮ノ谷四三二の二、字ホウニン四〇四の一八

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字別府字和増谷七四〇の四、七四〇の五

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため